

## 岐阜県大規模空き工場企業誘致補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は大規模工場の閉鎖により失われた雇用を確保すると同時に、新たな産業を創出し、地域の活性化を図るため、閉鎖した大規模工場の土地、建物等を利活用し、新たに事業所を設置する企業に対し、予算の範囲内で当該企業に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 大規模工場

敷地面積が5ha以上かつ延べ床面積が4ha以上の工場をいう。

二 初期投下固定資産

地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産のうち、次に掲げるものとする。

イ 土地 家屋を改修する工事等の着手前1年から操業又は営業の開始に至るまでに新たに取得したもののうち、家屋の延べ床面積の65分の100に相当する面積に係るもの

ロ 家屋 閉鎖した大規模工場の建物として既に存するもので、直接事業の用に供するものとして操業又は営業の開始に至るまでに新たに取得したもの

ハ 償却資産 家屋の取得と同時に直接事業の用に供するものとして取得したもの、又は新たに取得したもののうち、直接事業の用に供するものとして家屋を改修する工事等の着手日から操業又は営業の開始に至るまでに取得したもの

三 新規地元常用雇用者

事業所の設置に伴い次に掲げる期間内に新たに増員され、継続して雇用される者又は新たに県外から転入する常用雇用者で、事業主が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の厚生労働大臣の確認を受けた者（県内に居住する者に限る。）をいう。

イ 第4条第1項に規定する指定の申請の日から第6条第1項に規定する交付の申請の日までの期間

ロ 工場立地法（昭和34年法律第24号）の規定に基づく届出等により当該指定の申請の日前に事業所の設置計画が明らかとなっている場合には、当該設置計画が明らかとなった日から当該交付の申請の日までの期間

四 税財政優遇策

次に掲げるものをいう。

イ 課税免除による優遇措置

ロ 制度融資、補助又は助成制度、奨励金その他の財政支出による優遇措置

五 子会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。

六 親会社

会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業及び経費並びに補助金の額等については、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この要綱による補助金の交付の対象としないものとする。

- 一 事業所を設置する市町村の税財政優遇策（普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号。以下「省令」という。）第43条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けることとなる課税免除による優遇措置を除く。）の適用を受けない事業である場合
- 二 この要綱による補助金を除く県の税財政優遇策（省令第42条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けることとなる課税免除による優遇措置を除く。）の適用を受ける事業である場合（この要綱による補助金の対象となる経費と重複する経費に対する事業に限る。）
- 三 事業所を設置する者が、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱（平成22年4月1日施行）第3条各号に掲げる者である場合

(補助対象事業の指定の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、協議の上、家屋を改修する工事等の着手日の30日前までに別記第1号様式により知事に指定の申請をし、補助対象事業に該当する旨の知事の指定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による指定の申請について、親会社及び子会社又はこれと同等の関係にある複数の企業が共同で事業を行う場合は、連名で又は共同で、事業を行う複数の企業のうち代表を定めて申請することができる。

(補助対象事業の指定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による指定の申請について、その内容が補助対象事業として適当であると認めるときは、補助対象事業として指定し、別記第2号様式により、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定による申請について、当該複数の企業による共同事業が一の事業であると認める場合に限り、前項の規定による指定を行うものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、同一の敷地について1回に限り行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 前条第1項の規定による指定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、操業又は営業の開始日から起算して6月以内に、別記第3号様式により知事に交付の申請をしなければならない。

- 2 前項の規定により交付の申請をする者は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定通知)

第7条 規則第7条の規定による交付の決定の通知は、別記第4号様式により行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき交付の決定を行う場合には、前条第2項本文の規定により補

助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書の場合においては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、規則第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付けることができる。

- 一 補助金の額が1億円を超え5億円以下の場合において、当該1億円を超える部分に対する補助金を翌年度以降に分割して交付すること
- 二 補助金の額が5億円を超える場合において、補助金の額を5年で分割して交付すること
- 三 その他知事が必要と認めるもの

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、別表に掲げる補助対象経費の20パーセント以内の配分の変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲内の変更その他補助対象事業の細部の変更とする。

4 規則第6条第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定日から15日以内とする。

(実績の報告)

第10条 第6条第1項の交付の申請をしたことをもって、規則第13条に規定する実績の報告に代えるものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第5条の交付の決定をもって、規則第14条の規定による額の確定に代えるものとする。

(補助金の交付請求書)

第12条 第7条第1項の規定による交付の決定を受けた者は、別記第5号様式により知事に補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第15条 規則第4条の交付の申請があった場合において、申請をした者が第3条第3号の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が第7条第1項の規定による交付の決定をした後において、交付の決定を受けた者が第3条第3号の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(指定の取消し等)

第16条 知事は、第5条第1項の規定による指定を受けた事業所が、事業の休止又は廃止その他の事由により事業を実施していないときは、第5条第1項による指定又は規則第5条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定による取り消しを受けた者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(地位の承継)

第17条 補助金の交付後に、合併、譲渡その他の事由により補助対象事業を承継した者は、この要綱に基づく補助事業者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定によるほか、合併、譲渡その他の事由により事業を承継した場合で、知事が補助対象事業の同一性、継続性等の観点から適当と認めるときは、当該事業を承継した者は、次の各号に掲げる地位を承継することができるものとする。

一 第4条第1項の規定による指定の申請を行った者の地位

二 第5条第1項の規定による指定を受けた者の地位

三 第6条第1項の規定による交付の申請を行った者の地位

四 規則第5条の規定による交付の決定を受けた者の地位

3 前2項の規定により地位を承継した者は、地位を承継させた者との連名により、その承継した日から1月以内に、別記第7号様式により承継の事実を証明する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(指示事項の遵守)

第18条 補助金の交付を受けた者は、別記第8号様式により、補助金の交付の決定を受けた日の属する事業年度開始の日から5年以内に終了する各事業年度の操業、雇用、営業等の状況について、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、知事に報告しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、知事が当該補助金の交付の対象となる事業所の操業、雇用、営業等の状況等についての報告を求める等必要な指示をしたときには、これに従うものとする。

(財産処分の制限)

第19条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が1件当たり50万円以上の償却資産とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金の交付を受けた日後5年間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第20条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、閉鎖した大規模工場を施行日以降に取得した事業者から適用する。

附 則

- 一 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の岐阜県大規模空き工場企業誘致補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成29年4月1日以後に新要綱第4条の規定による指定の申請を行う事業から適用する。
- 二 平成28年度以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	限度額
<p>大規模工場の閉鎖後5年以内に、閉鎖した大規模工場の土地・家屋等を取得し、これらを活用した下記の事業所であって、新規地元常用雇用者が100人以上であるものの設置</p> <p>製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所及びこれらの機能を有する事業所並びに植物工場、クリーニング工場、メンテナンス（整備・修理）工場</p>	<p>事業所の設置に係る初期投下固定資産の取得に要する経費</p>	<p>補助対象経費の実支出額（第6条の交付の申請の日までに経費が支出された額に限り、仲介手数料・租税公課等を除く。）の、10分の1以内の額</p>	<p>10億円</p>